

令和5年度版

監査のあらまし



出世大名 家康くん

出世法師 直虎ちゃん

浜松市監査事務局

目次

	ページ
1 監査体制	1
(1) 監査委員	
(2) 監査事務局	
2 監査の目的	2
3 監査結果の公表	2
4 監査の効果	3
5 監査等の種類とその概要	4
(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等	
ア 定期監査	
イ 決算審査	
ウ 例月出納検査	
エ 基金運用審査	
オ 健全化判断比率等審査	
カ 内部統制評価報告書審査	
(2) 監査委員が必要があると認めたときに行う監査	
ア 行政監査	
イ 随時監査	
ウ 財政援助団体等監査	
(3) 要求や請求に基づいて行う監査	
(4) 外部監査契約に基づく監査	
6 令和5年度の監査等実施に係る年度計画	8
7 令和4年度の監査等実施状況	9
8 各監査等の主な事例	10
(1) 定期監査	
ア 財務監査	
イ 学校監査	
ウ 工事監査	
(2) 決算審査	
(3) 例月出納検査	
(4) 基金運用審査	
(5) 健全化判断比率等審査	
(6) 内部統制評価報告書審査	
(7) 行政監査(特定の事案によるもの)	
(8) 随時監査	
(9) 財政援助団体等監査	
ア 財政援助団体	
イ 出資団体	
ウ 公の施設の指定管理者	
(10) 住民監査請求に基づく監査	



©浜松市

出世大名 家康くん

1 監査体制

(1) 監査委員

監査委員は、地方自治法に基づき設置が義務付けられており、行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員の中から、市長が議会の同意を得て選任し、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理を監査します。



浜松市では4人の監査委員が監査を行い、合議(ごうぎ)※により監査結果に関する報告の決定、意見及び勧告に関する決定をしています。それを報告書として市長や議会に提出し公表することで、公正で適正かつ効率的な行政運営を確保することを使命としています。

※ 合議(ごうぎ)とは、2人以上が集まって、一定の方向や結論を見出すべく相談すること。

(令和5年9月1日現在)

区 分	氏 名	任 期	備 考
識見委員	川嶋 朗夫	令和3年4月 1日 ~ 令和7年3月31日	常 勤
識見委員	佐藤 雅秀	令和2年4月 1日 ~ 令和6年3月31日	非常勤
議会選出委員	松本 康夫	令和5年5月24日 ~ 議員の任期	非常勤
議会選出委員	太田 利実保	令和5年5月24日 ~ 議員の任期	非常勤

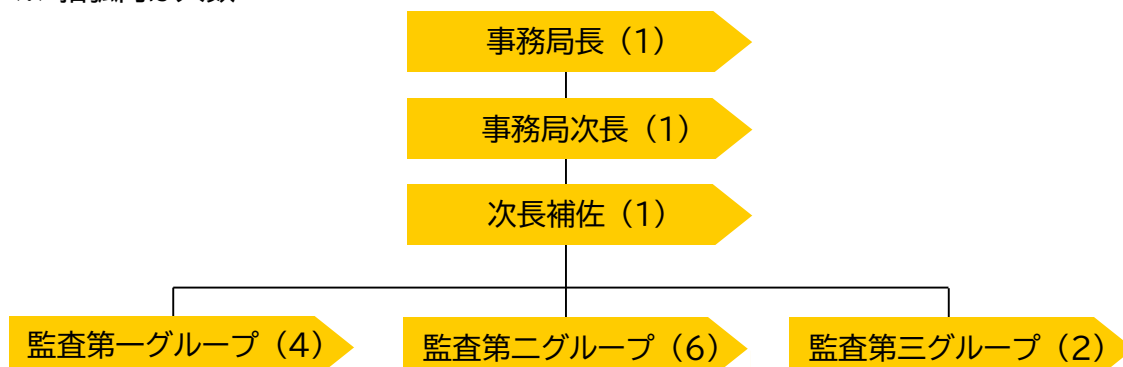
(2) 監査事務局

監査事務局は、監査委員の事務を補助する組織です。

一般の職員のほか、非常勤の庁内公認会計士及び庁内弁護士の委嘱、工事監査における調査事務の一部の外部委託などにより、専門的知識や民間の視点を活かすことで監査の充実・強化を図っています。

● 監査事務局組織図 (令和5年4月1日現在)

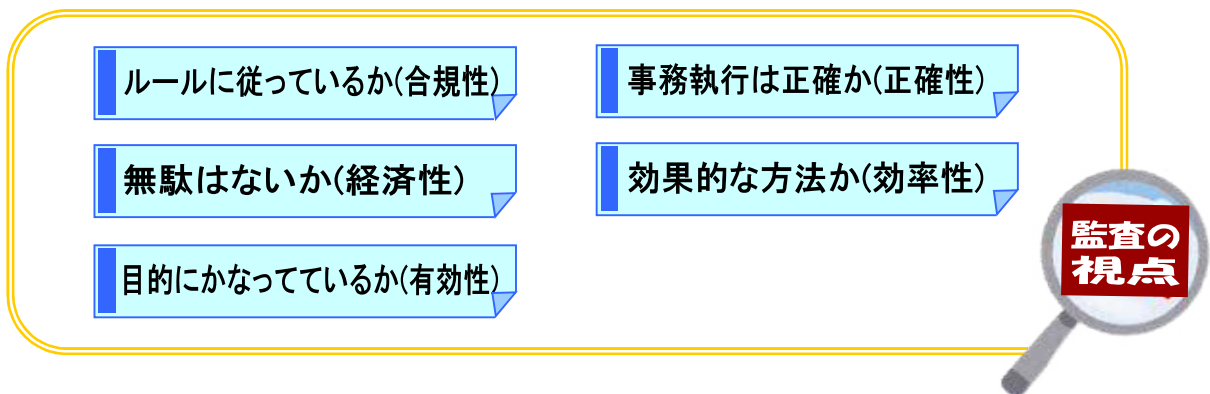
※ 括弧内は人数



2 監査の目的

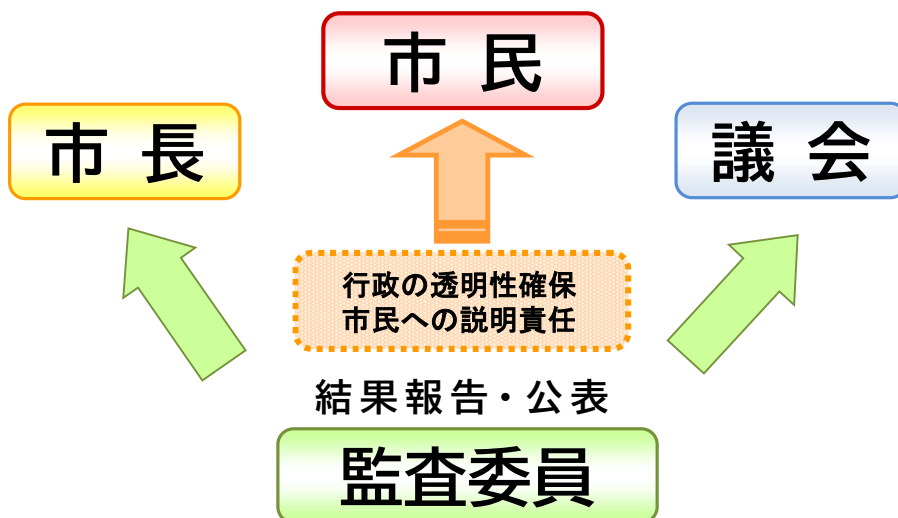
監査は、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理等について、下記のチェックポイントを視点として行います。市政運営の監視、評価及び指導を行うことで、市の行財政の適正な運営に資することを目的としています。

チェックポイント！



3 監査結果の公表

監査委員は、監査結果を市長や議会に提出するとともに公表します。



※ 監査の結果、是正・改善を要する事項は以下のように分類されます。

指摘(公表) 法令・条例・規則・要綱等に違反しているもので、是正及び改善を要するものなど。措置が講じられるまで定期的に指導を実施する。

指導(非公表) 指摘には至らない比較的軽易と認められるものなど。
..... 監査対象部局長に早期の是正を促すとともに、内部統制の取組に資するため、全部局に周知する。

意見(公表) 執行機関に改善・検討などを促し、注意を喚起する必要があるものなどを監査等の結果に添えて提出する。対応の進捗状況を定期的に確認する。

4 監査の効果

指摘を受けた所管課が是正措置を講じたときは、監査委員へ報告し、監査委員はその結果を「監査結果に基づく措置」として市長や議会に報告します。

監査という仕組みがあることによって、不適切な業務処理や財務管理が改善されるだけでなく、次のような効果も期待できます。

監査の効果

監査が定期的に行われることにより緊張感が生まれ、業務を適正に行うよう意識が高まります。

過去に指摘されたり、同じ原因で不適正であったりした類似の事業が精査され、再発の防止になります。

複数の職員によるチェック体制が意識されることにより、不正を未然に防ごうとする意識が高まります。

各業務において、マニュアルやチェックリストなどが作成され、誤りの防止につながります。

他の部署への参考にして、誤りやすいポイントや改善方法が共有される等、内部統制の強化が図られます。

監査は後が肝心なのじゃ!



©浜松市

5 監査等の種類とその概要

「浜松市監査基準」に準拠した監査委員による監査等を通じて、適正かつ効率的な行財政運営が行われるとともに、行政の透明性確保と市民への説明責任が果たされるよう、市民の視点で市政運営の監視、評価及び指導を行っています。

以下、地方自治法を「法」、地方公営企業法を「公企法」、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を「財政健全化法」とします。

(1) 法律等の定めにより定期的に行う監査等

監査区分	内 容
ア 定期監査 <法第 199 条第 1 項、 第 4 項> 【財務監査】 全部局を対象に2年に1度実施 【学校監査】 全ての市立の小学校及び中学校 を対象に6年に1度実施 (平成30年度～令和5年度)	会計年度ごとに次の事項を主眼に実施します。 【財務監査】 市の財務に関する事務の執行及び経営が、適正かつ効率的に行われているか。 【学校監査】 市の小・中学校の事務の執行及び経営管理等が、適正かつ効率的に行われているか。 【工事監査】 市が施行する土木、建築工事等の計画設計及び施工が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか。
イ 決算審査 <法第 233 条第 2 項、 公企法第 30 条第 2 項>	決算書や関係書類が適正に作成されているか、記載された計数は正確か、予算に定める目的に従って事務事業が経済的、効果的かつ効率的に執行され、目的を達成しているかどうかを主眼に実施します。
ウ 例月出納検査 <法第 235 条の 2 第 1 項>	会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を確認し、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼に毎月例日を定めて実施します。
エ 基金運用審査 <法第 241 条第 5 項>	市が、定額の資金を特定の目的に従い、運用するために設置した基金の運用状況について、基金運用状況報告書に基づき、計数の正確性はもとより、設置目的に沿って確実かつ効率的な運用が行われているかどうかを主眼に実施します。

監査区分	内 容
オ 健全化判断比率等審査 ＜財政健全化法第3条 第1項、第22条第1項＞	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率が、財政健全化法及び関係法令に定められた基準に準拠し、適正に表示されているかどうかを主眼に実施します。
カ 内部統制評価報告書審査 ＜法第150条第5項＞	市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているかどうかを主眼に実施します。

(2) 監査委員が必要があると認めたとときに行う監査

監査区分	内 容
ア 行政監査 ＜法第199条第2項＞	経済的、効率的、効果的に行われていない事務事業、合理的な理由がなく著しく遅延している計画等を対象として、定期監査に併せて、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。
イ 随時監査 ＜法第199条第5項＞	定期監査に準じて実施します。
ウ 財政援助団体等監査 ＜法第199条第7項＞	次の財政援助団体等を対象に、出納その他事務の執行が法令等に準拠し、適正に行われているかどうかを主眼に実施します。 【財政的援助をしている団体、出資している団体】 <ul style="list-style-type: none"> ・目的どおりの事業成果を挙げているか。 【公の施設の指定管理者】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民が安全に、安心して施設を使用できるよう適正な維持管理をしているか。 ・市民サービスの向上につながっているか。



これらのほかに、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払事務に関する監査があります。

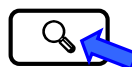
(3) 要求や請求に基づいて行う監査 <法第75条ほか>

- ア 住民の直接請求に基づく監査
- イ 議会の請求に基づく監査
- ウ 市長の要求に基づく監査
- エ 住民監査請求に基づく監査
- オ 職員の賠償責任に関する監査

住民監査請求の流れは次ページに記載していますが、ホームページでもご覧になれます。

浜松市トップ > 「監査 手引」 で検索

▶



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/tebiki.html>

(4) 外部監査契約に基づく監査 <法第252条の27>

監査委員による監査とは別に、「外部監査」があります。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類があります。

包括外部監査

法律の定めにより、弁護士、公認会計士等の監査人資格者と契約し、各年度1回以上、特定のテーマを決めて行います。

※令和4年度:テーマ「防災及び危機管理に係る事務の執行について」

個別外部監査

市民、議会、市長の請求等によって行います。

※ 令和4年度:請求なし

包括外部監査に関する事務については、政策法務課（Tel053-457-2798）が担当しています。

また、包括外部監査の結果はホームページでご覧になれます。

浜松市トップ > 「包括外部監査」 で検索

▶



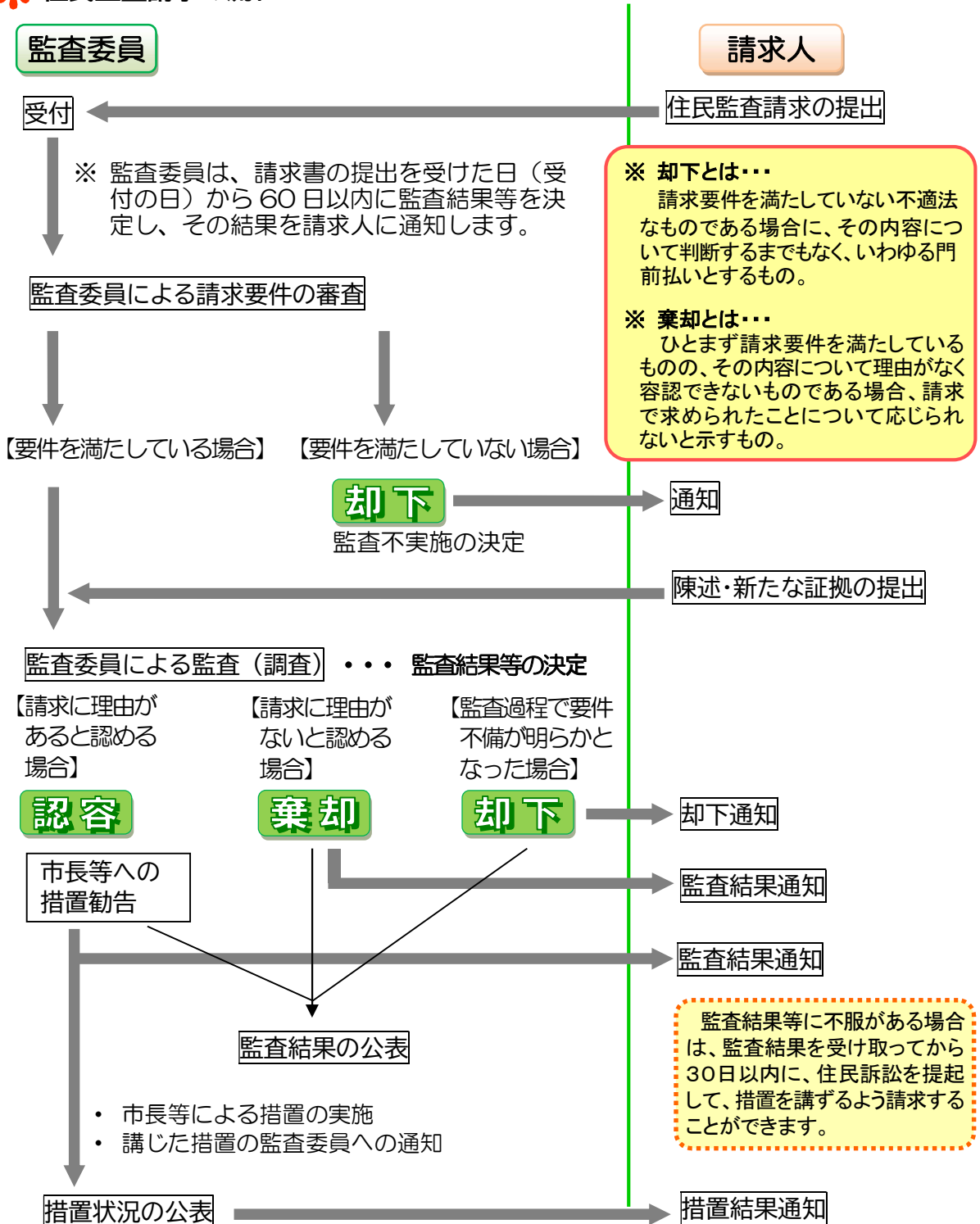
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/houmu/gaibukansa/index.html>

※ 前ページ (3)要求や請求に基づいて行う監査より

● 住民監査請求に基づく監査 <法第242条>

住民監査請求は、市民が市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書類を添えて、監査委員に対し監査を求め、市長等に必要な措置を講じるよう請求することなどができる制度です。

✳ 住民監査請求の流れ



7 令和4年度の監査等実施状況

監査委員が令和4年度に実施した監査、検査及び審査の実施状況を紹介します。
市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかどうか監査等を行いました。なお、監査等に必要な調査の一部は、調査機関に委託し、その意見を参考としました。

監査区分		実施状況【指摘件数等】			
		実施	指摘	指導	意見
定期監査 ※	財務監査	82課	1件	40件	24件
	学校監査	24校	0件	2件	2件
	工事監査	8工事	0件	0件	0件
決算審査		いずれも正確でおおむね適正に執行していると認められた。			
例月出納検査		いずれも正確に行われていると認められた。			
基金運用審査		いずれも正確で確実かつ効率的に運用していると認められた。			
健全化判断比率等審査		いずれも適正に作成されていると認められた。			
内部統制評価報告書審査		評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。			
行政監査 (特定の事案によるもの)		実施なし			
随時監査	公営企業会計	3会計	0件	0件	0件
	財務事務等	実施なし			
財政援助団体等監査	財政援助団体	5団体	0件	0件	1件
	出資団体	2団体	0件	0件	1件
	指定管理者	5団体	3件	6件	4件
住民監査請求に基づく監査		0件			

※ 行政監査を含む。

8 各監査等の主な事例

令和4年度に実施した監査、検査及び審査のうち、主な事例を紹介します。
なお、各種監査の結果は、ホームページにある監査事務局のページや図書館等でもご覧になれます。

監査結果に基づく措置や住民監査請求の手引等、様々な情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

浜松市トップ > 「市政監査」 で検索



市政監査



<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kansa/kansa/kansa.html>

(1) 定期監査(行政監査含む)

ア 財務監査 実施82課 (指摘1件、指導40件、意見24件)

監査結果

事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において是正・改善を要する事項が見受けられました。

指摘



都市公園の敷地のうち 1,160 m²を駐車場として占用させる許可及び当該許可に係る使用料を免除する決定が、都市公園法及び浜松市都市公園条例の規定に基づき行われていました。

しかし、これは根拠法令を誤ったもので、地方自治法の行政財産の使用許可によって行うべきものであったことから、適切な是正措置を講じるよう求めました。

改善措置



指摘を受けた占用許可及び使用料減免決定を取り消し、地方自治法の規定に基づく行政財産の使用許可を行うとともに、浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の規定に基づき使用料を全額徴収しました。

今後は、再発防止に向けて職場研修等により指摘を受けた事例の共有や関係法令への理解を深めるとともに、関係部局との協議を適切に行い、適正な事務処理を行うよう是正しました。

意見 1

がけ地の危険住宅を除却し、移転する費用の一部を補助する、がけ地近接等危険住宅移転事業は、工事の実施により多くの時間と予算を要する急傾斜地崩壊対策事業に比べ、経済的な事業ですが、平成 24 年度から申請実績がない状況が続いています。要因として、事業が周知されていないことに加え、申請の際に測量士等による測量図や設計図の作成が必要なこと、多額の自己負担が必要となること等の課題が制度利用の障壁となっていることが考えられます。

自然災害が多発するなか、危険区域等に居住する市民の生命を守るため、申請手続の簡略化を図ることはもとより、関係部局と連携し、より効率的な執行体制を構築するとともに、自己負担の軽減につながる公営住宅の活用など移転先の選択肢の拡大等についても検討を進めるよう求めました。



意見 2

近年では、指定管理者更新時の公募件数の半数以上が 1 者のみの応募で、約 7 割の施設で指定管理者の変更がないなど、指定管理者が固定化しつつある状況がみられます。この要因として、指定管理業務の収支に関する市の考え方が影響していると考えられます。

この他の課題として、指定管理期間について、現状では 85%の施設が 5 年であり、5 年を超えるものは 2 施設のみとなっています。市外からの利用者の多い広域施設など投資を行えばより多くの集客を図ることが見込まれる施設においては、5 年間では投資を回収することが困難な場合もあります。

民間活力の導入により、質の高い施設サービスを適切な対価で提供するための指定管理者制度には、指定管理者にとっての魅力、すなわち利益が必要となります。利益があるところに競争が生まれ、競争によってサービスの質が向上する、という好循環は、利用者、指定管理者及び市の三方を利するものであります。

指定管理業務に係る収支を市が正確に把握した上で、適正な利益を確保できる仕組みの導入を研究するとともに、一部の施設においては、指定管理者が施設・設備に対し投資を可能とするための指定管理期間の長期化に向けて検討することで、競争原理が働く環境づくりを進めるよう求めました。

イ 学校監査 実施24校（指摘0件、指導2件、意見2件）

監査結果

書類調査等により小学校 16 校、中学校 8 校の監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

意見



学校で保有する毒物・劇物などの薬品は、取扱いによっては児童生徒の生命、身体に大きな危害を及ぼすおそれがあるものや爆発物の原料となり得るものもあることから、関係法令等により適正な保管・管理の徹底、管理体制の点検強化等が求められています。

現行の法令や学習指導要領等に則した内容となるよう、廃棄方法等も含め、薬品管理マニュアルを見直し、学校への周知、指導を適切に行うことで、学校における薬品の適正な管理に努めるよう求めました。

ウ 工事監査 実施8工事（指摘0件、指導0件、意見0件）

監査結果

市が発注した工事請負契約等のうち、工事進捗状況等を考慮のうえ選択した「浜松市総合産業展示館本館大規模改修工事（建築工事他）」や「農道敷原五和線災害復旧工事」等の案件について、おおむね適正に処理されていると認められました。

<浜松市総合産業展示館本館大規模改修工事現場と工事監査の様子>



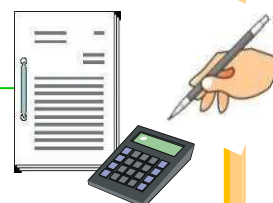
(2) 決算審査

審査結果

一般会計及び特別会計の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に適合し、かつ、その計数はいずれも正確で、歳入歳出予算の執行はおおむね適正であると認められました。

また、各公営企業会計の決算書とその附属書類は法令に基づき作成されており、決算諸表の計数はいずれも正確で、予算執行状況、経営成績及び財政状態に係る表示については、おおむね適正であると認められました。

意見



【一般会計・特別会計】

「変化し続ける社会経済情勢や多様な行政課題に対し、「サステナブル(持続可能)な地域社会の創造」を重点化テーマに掲げた戦略計画2022の基本方針に則り、デュアルモード社会への取組やデジタル化の推進等に対しても、迅速かつ的確に対応し、また、将来にわたる安定した財政運営に向け、歳入確保を徹底するとともに、事業の見直しや選択と集中による歳出の重点化についても一層の強化が求められる。」と総括し、次の項目等について意見をしました。

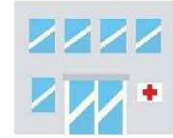
- ・ 健全な財政運営の推進
- ・ 市税の決算状況と収入率の向上等
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応及び業務継続計画の取組
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の総括
- ・ スタートアップ推進事業
- ・ 浜松オートレース場での取組

【公営企業会計】

「公営企業を取り巻く経営環境は、長引く新型コロナウイルス感染症による影響、物価上昇やエネルギー価格の高騰、少子高齢化の進展による人口減少などの社会環境の変化の中で先行きが不透明な状況であり、今後更に厳しさを増すことが懸念される。こうした経営環境において、各企業はその本来の役割である公共の福祉増進のため、経営努力を重ねている。各企業は、求められるサービスを将来にわたり安定的に提供するため、果たすべき役割を自覚し、持続可能な経営基盤の確立に向けてより一層努められたい。」と総括し、次の項目等について意見をしました。

(病院事業会計)

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大及び物価上昇による企業経営への影響及び今後の見通し
- 持続可能な病院経営(佐久間病院)



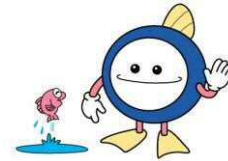
(水道事業会計)

- 浜松市水道事業アセットマネジメント計画
- 技術力の維持向上



(下水道事業会計)

- 維持管理の見通し
- 浜松市下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業の
コンセッション方式に関するモニタリング実施状況等



(3) 例月出納検査

検査結果

会計管理者等の所管に係る現金の出納及び保管状況について検査を行った結果、現金の出納事務がいずれも正確に行われていると認められました。

(4) 基金運用審査

審査結果

基金運用状況調書について審査を行った結果、その計数は正確であり、基金の運用は確実かつ効率的に行われていると認められました。

(5) 健全化判断比率等審査

審査結果

健全化判断比率及び資金不足比率は法令に基づいて算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められました。

(6) 内部統制評価報告書審査

審査結果

内部統制評価報告書について、市長による評価が、市長が定めた評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかの着眼点から審査を行った結果、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められました。

意見



博物館収蔵品管理業務における運用上の重大な不備により、市民の財産を紛失したことは、重く受け止める必要があります。

関係各課は、今後の浜松市博物館資料紛失再調査委員による再調査に誠実に対応することはもとより、必要な取組等については、その報告を待つことなく適時・適切なタイミングで行うことを検討するよう求めました。

また、特に不祥事や重大な事務ミス等については、他の自治体における事例に学ぶことも有益です。

内部統制制度を統括する制度統括課は、制度所管課と連携し、全国の地方行政ニュース等を注視するなかで、関係部区局に対して、調査分析や自らの制度や運用の検証を促し、不備の発生防止につなげることで、今後、重大な不備により不適切な事案を発生させないよう努めることを求めました。



(7) 行政監査(特定の事案によるもの)

令和4年度は、実施しませんでした。

(8) 随時監査 実施 公営企業3事業会計(指摘0件、指導0件、意見0件)

監査結果

病院事業、水道事業及び下水道事業の公営企業会計を対象に、財務に係る事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

(9) 財政援助団体等監査

ア 財政援助団体（市が補助金交付などの財政的援助をしている団体） 実施5団体（指摘0件、指導0件、意見1件）

監査結果

財政援助団体の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

意見



浜松市中山間地域フェア実行委員会の行う「ザ・山フェス」について、同実行委員会規約に基づき、毎年度の収支決算時に会議に諮り精算されているものの、精算についての基準がなく、年度ごとに精算方法が異なっています。事業に不要な消耗品等の購入や用途不明金の発生につながる事務リスクの軽減を図るため、負担金の精算についての基準を設けるよう求めました。

また、令和3年度予算における負担金は、浜松市が96.8%と大半を占め、その余は浜松市以外の構成団体の負担となっていますが、小額な負担金を他の団体に割り当てることで、徴収及び精算に過剰な労力やコストがかかっています。負担の方法には金銭、物によるもののほか、ノウハウ、マンパワーや人脈等を生かした人的負担もあります。そのため、各構成団体の負担が受益に応じて適正になるよう見直しを検討することを求めました。

イ 出資団体（市が資本金等の1/4以上を出資している団体） 実施2団体（指摘0件、指導0件、意見1件）

監査結果

出資団体の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

意見



公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、中小企業が行う新技術、新製品開発等に伴う資金の借入れの債務に係る債務保証事業を実施し、その経費に充てるため3億6千万円の債務保証基金を設置しています。しかし、債務保証事業は、静岡県信用保証協会による保証制度の活用や、経済状況に応じて国、地方自治体等による融資制度が設けられたことを背景に、ここ10年ほど新規利用がない状況が続いています。このため、基金から生じる運用収入が使用されることなく、令和3年度末で、求償権による回収分を含め約4,300万円に積み上がっています。

市が最大の出資者であることを踏まえ、同機構の資産が最も有効に活用されるよう出資金の他事業への振替や引揚げ等について他の出資者と対応策を協議するなど、必要な措置を講じるよう求めました。

ウ 公の施設の指定管理者（文化・スポーツ施設などの公共用施設の指定管理者） 実施5団体（指摘3件、指導6件、意見4件）

監査結果

公の施設の指定管理者の事務及びそれに関する所管課の事務を対象に監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部の事務において是正・改善を要する事項が見受けられました。

指摘



浜松科学館において、指定管理者が自主事業として行う自動販売機設置管理業務について、浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書を提出させておらず、許可手続が行われていませんでした。また、浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づく行政財産使用料の徴収も行われていなかったことから、適切な是正措置を講じるよう求めました。

改善措置



指定管理者と協議の上、令和5年度から浜松市公有財産管理規則に規定する行政財産使用許可申請書の提出を受け、使用許可の手続を行うとともに、浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づき行政財産使用料を徴収するよう調整しました。また、令和元年度から令和4年度までの各年度に発生していたと想定される行政財産使用料相当額についても指定管理者から徴収しました。

今後は、浜松市公有財産管理規則及び浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例に基づき適正な事務処理を徹底していくよう是正しました。

意見

「誰もが科学を楽しみながら『科学する心』を育むことができる科学館」を基本理念とする浜松科学館にとって、展示品は最も重要な要素です。展示品の破損・不具合等の状況については、月次報告会において指定管理者から報告を受け、対応に関する指導を行っているものの、いくつかの展示品において破損・不具合等により使用できない状況が見受けられました。子どもが触れ、動かす展示品は壊れやすいことを前提に、耐久性の向上、代替品の備蓄などにより使用できない日数を減少させるためのモニタリングを強化するとともに、市としての対応方針を検討するよう求めました。



(10) 住民監査請求に基づく監査

令和4年度は、住民監査請求はありませんでした。



浜松市
HAMAMATSU CITY

令和5年度版 **監査のあらまし**

令和5年9月発行

【発行】

浜松市監査事務局

〒430-8652

TEL (直通)

浜松市中区元城町103-2

053-457-2391



出世大名 家康くん

出世法師 直虎ちゃん

©浜松市